

# 地域少子化対策強化交付金（30.1億円）

資料1

※平成25年度補正で創設。

平成26年度補正では新たに「結婚～育児への前向きな機運醸成」を対象に加えるとともに交付上限を上げ。

・補助率：10／10

・交付上限：都道府県 5000万円（市区町村分を除く。）

※特に大臣が必要と認めた場合は、7500万円

政令指定都市・中核市・特別区 2500万円

上記以外の市町村 1000万円

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、**結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」**を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。

切れ目ない支援

結婚

妊娠

出産

育児

## 結婚～育児までの切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

- ・切れ目なく支援するための総合的な体制の確立（専門人材の養成、掘り起し、登録等）
- ・地域一体となって支援を行うための関係者間の連携の仕組みの構築 等

## 結婚～育児への前向きな機運醸成

### 結婚に向けた情報提供等

- ・知識や体験を付与するための啓発・情報提供
- ・結婚希望者からの相談

等

妊婦健診

妊婦訪問

両親学級

### 妊娠・出産に関する情報提供

- ・不妊を含む妊娠・出産に関する正しい知識の情報提供、相談

等

乳児家庭全戸訪問

乳幼児健診

### 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

- ・人材育成・啓発・情報提供
- ・先進事例の情報収集・分析

等

産前・産後サポート事業、産後ケア事業等（厚生労働省モデル事業）

は、交付金を活用

は、既存事業や厚生労働省のモデル事業であり、これら事業とも連携しつつ交付金を活用